



情報(第 124 号)



令和3年5月28日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦/和田 秀夫
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>

65 歳超雇用推進助成金の申請その 2

～高年齢者評価制度等雇用管理改善コース等～

前号では、「65 歳超継続雇用促進コース」を説明しました。今号では「高年齢者評価制度等雇用管理改善コース」と「高年齢者無期雇用転換コース」を紹介します。

いずれも高年齢者が意欲と能力のある限り働くことのできる生涯現役社会を実現しようとする趣旨です。



1 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

このコースは、高年齢者の雇用推進を図るための雇用管理制度の整備にかかる措置を実施した事業主に対して助成する制度です。措置とは、具体的には以下のとおりで、これらを制度化することにより高年齢者が働き続けられるとの考えです。

- (1) 高年齢者の職業能力を評価する仕組みと賃金・人事処遇制度の導入又は改善
- (2) 高年齢者の希望に応じた短時間勤務制度や隔日勤務制度等の導入又は改善
- (3) 高年齢者の負担を軽減するための在宅勤務制度の導入または改善
- (4) 高年齢者が意欲と能力を発揮して働けるために必要な知識を付与するための研修制度の導入又は改善
- (5) 専門職制度など、高年齢者に適切な役割を付与する制度の導入または改善
- (6) 法定外の健康管理制度（胃がん検診等や生活習慣病予防検診）の導入等

2 受給要件

主な受給要件は次のとおりで、簡潔に要約したものです。

- (1) 雇用管理整備計画を提出して認定を受けること。
- (2) (1)の計画に基づき、1 の措置を実施し、その書類を整備していること。
- (3) 定年年齢の定めが 60 歳を下回らず、65 歳までか高年齢者雇用確保措置をしていること。
- (4) 1 年以上継続雇用されている 60 歳以上の被保険者で、措置に係る雇用管理整備計画の終了から 6 か月以上雇用されている被保険者が 1 人以上いること。

3 支給額

支給対象経費の額に下表の助成率を乗じた額(上限 50 万円)が支給されます。その経費とは、①雇用管理制度の導入等に必要な専門家等に対する委託費やコンサルタントとの相談に要した経費、②上記のいずれかの措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費です。

	中小企業	中小企業以外
生産性要件※を満たした場合	75%	60%
生産性要件※を満たさなかった場合	60%	45%

4 申請期間

- (1) 計画の申請は、計画開始の 3 か月前の日までに行わなければなりません。

- (2) 支給の申請は、計画期間終了日の翌日から 6 か月後の日の翌日～その 2 か月以内に行わなければなりません。

5 高年齢者無期雇用転換コース

50 歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して支給され、定年前の有期契約労働者の雇用安定化策です。

6 受給要件

主な受給要件は次のとおりです。2 と同じく要約したものです。

- (1) 無期雇用転換計画を作成し、認定を受けること。
- (2) 無期雇用転換を就業規則等に規定していること。
- (3) 50 歳以上有期雇用労働者を無期に転換したこと。
- (4) 転換後 6 か月以上の期間継続して雇用し、当該労働者に対して転換後 6 か月分の賃金を支給していること。
- (5) 2 の(3)と同じ。

7 支給額

対象労働者一人につき、下表の金額が支給されます。

	中小企業	中小企業以外
生産性要件※を満たした場合	65 万円	48 万円
生産性要件※を満たさなかった場合	48 万円	38 万円

8 申請期間

- (1) 計画の申請は、計画開始の 2 か月前の日までに行わなければなりません。
- (2) 支給の申請は、対象者に対して転換後賃金を 6 か月分支給した日の翌日から起算して 2 か月以内に行わなければなりません。

9 生産性要件の趣旨

労働力人口の減少が見込まれる中で経済成長をしていくためには、労働生産性を高める必要があります。生産性向上の取組みを支援するために、これを達成したときは助成の割増を行うものです。

10 助成金の趣旨

各種の助成金は、多数が雇用保険を財源としています。環境を整備することにより、雇用が安定し、失業を防止できるとの観点です。そこで、各企業が新たな施策を実行いただくで、それに対して助成がされるものです。

当法人では助成金申請のご相談・手続代行の受託を承っております

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦/和田秀夫
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>